⑷　都道府県は、⑶により動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。
①　気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
②　法第32条第１項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
ア　生きた家きん
イ　家きん卵
ウ　家きんの死体
エ　敷料、飼料、排せつ物等
オ　家きん飼養器具
③　当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
④　当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。
⑸　都道府県は、⑶により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。
①　飼養家きんの過去21日間の移動履歴
②　当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲
ア　獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏をケージから取り出し、出荷用のカゴ等に入れる作業員）
イ　家きん運搬車両、集卵車、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両及び排せつ物・堆肥運搬車両
③　堆肥の出荷先

３　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも４の⑴の①の遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。
⑴　当該農場における家きん舎等の配置の把握
⑵　周辺農場における家きんの飼養状況の整理
⑶　家きんのと殺に当たる人員及び資材の確保
⑷　患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）
⑸　消毒ポイントの設置場所の検討
⑹　当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

４　都道府県による家畜保健衛生所での検査
⑴　都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行う。
①　Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（ＰＣＲ検査及びリアルタイムＰＣＲ検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）
②　寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査
③　ウイルス分離検査
⑵　都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。
①　ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（赤血球凝集抑制反応試験（以下「ＨＩ試験」という。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合
②　遺伝子検査の結果、Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

５　都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応
⑴　ウイルスが分離された場合

都道府県は、第３の１の定点モニタリングにおいて、インフルエンザウイルスである疑いのあるウイルス（ＨＩ試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合には、直ちに次の措置を講ずる。
①　動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルスを動物衛生研究所に送付する。
②　分離されたウイルスについて、遺伝子検査を実施する。
③　家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移を確認する。
④　２の⑷の②から④まで及び⑸の措置を講ずる。
⑵　ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合
①　都道府県は、第３の１の定点モニタリング又は第３の２の強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずにＡ型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、２の⑴及び４の⑴の検査を実施する。
②　①の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究所に送付する。

６　その他

２から４までの措置は、家きんの所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

第５　病性の判定

１　病性の判定方法

農林水産省は、次の⑴及び⑵により病性を判定する。病性判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。
⑴　異常家きんの届出・通報があった場合
①　死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場で飼養されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
②　①により病性が判定されなかった場合には、都道府県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究所が行うウイルスのＨＡ亜型を特定する検査（以下「ウイルス亜型特定検査」という。）の結果に基づき判定する。
③　②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究所が行う病原性判定試験（鶏への接種試験及びＨＡ領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）の結果に基づき判定する。
⑵　モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合
①　インフルエンザウイルスが分離された場合には、都道府県が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
②　血清抗体検査のみが陽性となった場合には、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。
ア　再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、⑴により判定する。
イ　再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。
ウ　イにより病性が判定されない場合には、都道府県が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
エ　ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究所が行う抗体のＨＡ亜型を判別する検査（ＨＩ試験）の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

２　患畜及び疑似患畜
⑴　高病原性鳥インフルエンザ

病性判定の結果等に基づき、次の家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜とする。
①　患畜
ア　分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん
イ　遺伝子検査によりＨ５又はＨ７亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、ＨＡ領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん